

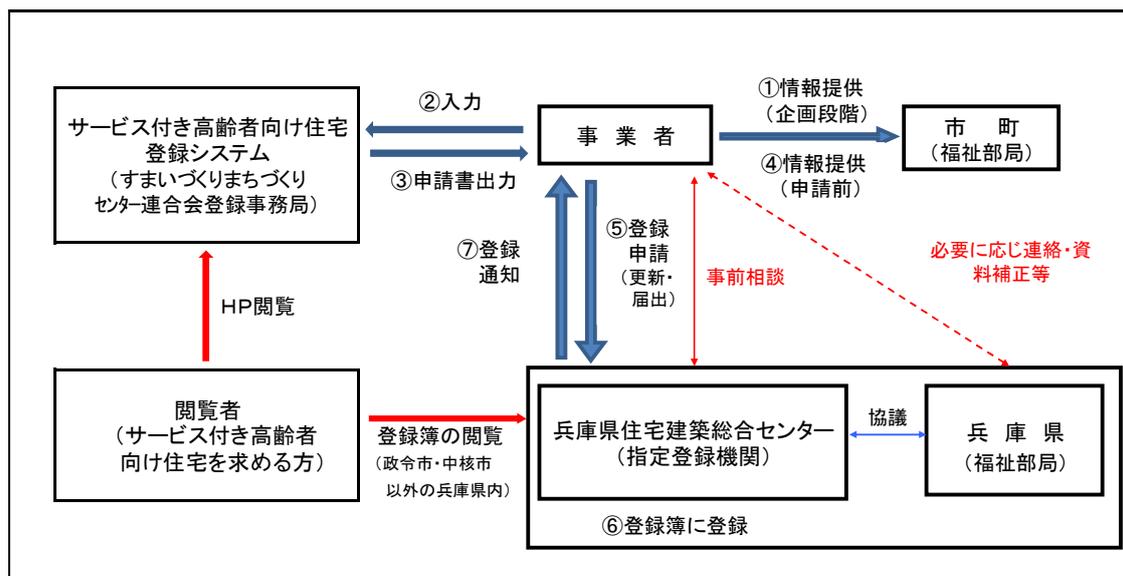
# 「サービス付き高齢者向け住宅」のサービスに関する留意事項について

兵庫県 介護保険課

## 1 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録事務の流れについて

兵庫県では、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録事務を、以下の流れで進めていただくようお願いしています。サービスの提供方法や契約内容等については、県福祉部局（介護保険課）で審査を行います。（政令市、中核市を除く。）

### サービス付き高齢者向け住宅の登録等事務の流れ



## 2 書類作成にあたっての留意点

- ①入居契約書作成にあたっては、利用権方式を採用される場合を除き、原則として別添「入居契約書（普通建物賃貸借・毎月払い）」の様式を使用してください。
- ②別添「サービス付き高齢者向け住宅登録申請 県福祉部局 書類審査のポイント」を必ず熟読のうえ、書類作成を行なってください。
- ③次項から記載されている法令の規定を遵守いただく必要がありますので、ご留意願います。

## 3 「サービス付き高齢者向け住宅」と老人福祉法、介護保険法との関係

### (1) 「サービス付き高齢者向け住宅」と老人福祉法との関係

老人福祉法第29条第1項では、有料老人ホームを『老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（＝洗濯、掃除等の家事又は健康管理）の供与をする事業を行う施設(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居を除く。)]と定義するとともに、『有料老人ホームを設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事（政令市長、中核市長）に、届け出なければならない。』としています。

このため、「サービス付き高齢者向け住宅」であっても、介護、食事、家

事、健康管理のサービスのうち、いずれか1つでも提供すると、老人福祉法上の定義では、有料老人ホームに該当することになりますが、一方で、「サービス付き高齢者向け住宅」の根拠法である高齢者の居住の安定確保に関する法律では、同法第23条の規定により、『老人福祉法第29条第1項から第3項までの規定は、適用しない。』とされていますので、老人福祉法上の届出は、必要ありません。

しかし、届出に関する事以外は、有料老人ホームとして老人福祉法の規定が適用されますので、同法第29条第4項～第8項の規定を遵守のうえ、入居者に対して適正なサービスを提供するとともに、同条第9項に基づき県が求める報告を行ない、立ち入り検査をはじめとする県の指導監督に従う義務が生じることを十分、ご理解ください。

## (2) 「サービス付き高齢者向け住宅」と介護保険法の関係

### ア 住所地特例との関係

介護保険制度において、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所を有する市町村（住民票のある市町村）の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設に入所または入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となります。

これまで、サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームに該当していても基本的に住所地特例の対象外とされてきましたが、平成27年4月1日より有料老人ホームに該当するサービスを提供しているサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として所在地特例の対象とすることになりました。

なお、施行日は平成27年4月1日ですが、施行日以後に入居した者から住所地特例の対象となり、平成27年3月31日以前に入居している者については住所地特例の対象となりません。また、状況把握サービスと生活相談サービス（必須サービス）のみを提供しているサービス付き高齢者住宅については、住所地特例の対象とはなりません。

### イ 入居者の介護保険の利用

「サービス付き高齢者向け住宅」では、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けない限り、住宅事業者が自ら介護保険サービスを提供することはできません。

入居者が介護保険を利用しようとする場合、在宅の方と同じように、ご本人の自由な選択により、地域の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）や、居宅サービス事業所と契約等をしていただくこととなります。

よって、「サービス付き高齢者向け住宅」に併設されている介護保険の事業所があったとしても、「サービス付き高齢者向け住宅」の入居契約にあたり、併設事業所の利用を必須条件とすることはしてはいけません。

### ウ 「特定施設入居者生活介護」の指定との関係

介護保険制度では、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームに入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常

生活上の世話をを行う場合、指定基準を満たすとして県知事（政令市長、中核市長）の指定を受けて、特定施設入居者生活介護を行うことができます。

3（1）で触れたように、「サービス付き高齢者向け住宅」も、介護、食事、家事、健康管理のサービスのうち、いずれか1つでも提供すると、老人福祉法上の定義では、有料老人ホームに該当するため、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能です。

ただし、特定施設入居者生活介護の指定は、県（市町）の介護保険事業支援計画（介護保険事業計画）で定める計画定員の範囲内で行うため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることを前提とされる場合は、住宅が所在する市町の介護保険担当部署に計画定員の現状を事前に十分、ご確認ください。

## エ サービスを提供する常駐スタッフとの関係

「サービス付き高齢者向け住宅」では、ケアの専門家（社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員、医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者）が少なくとも日中建物に常駐し、サービスを提供する必要があります。

このため、民間の住宅事業者が指定居宅サービス事業所等に業務委託し、入居者にサービスを提供することも認められています。

しかし、サービスを提供するスタッフが、指定居宅サービス事業所等の職員である場合、「サービス付き高齢者向け住宅」の業務と指定居宅サービス事業所等の業務を「同時一体的」に行うことはできません。

従って、「サービス付き高齢者向け住宅」業務を行っている時間帯は、指定居宅サービス事業所等の業務と明確に分けていただくとともに、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けたものを除き、「サービス付き高齢者向け住宅」で業務を行なう職員の人件費として、介護報酬を充てることはできませんので、家賃及びサービス提供の対価の設定にあたっては、十分にご注意ください。

## 3 社会福祉法人が「サービス付き高齢者向け住宅」を行う場合

### （1）定款

社会福祉法人が「サービス付き高齢者向け住宅」を行う場合、事業の位置づけは、「公益事業」になります。ただし、必須サービスのみを行う場合は「収益事業」となります。

よって、具体的には、「公益事業」として行う場合、次のような記載を定款に追加して、所轄官庁の認可を受ける必要があります。

なお、事業の実施を計画するに当たっては、以下の点を社会福祉法人で十分検討していただきたく、お願いします。

- ① 事業を行うことにより、法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ② 事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。

## 【定款変更の手続き】

所轄官庁が県（県社会福祉課又は県健康福祉事務所）の場合、次の書類を必ず事業開始1ヶ月前までに提出してください。

（所轄官庁が県以外の場合は、所轄官庁にご確認をお願いします。）

①申請書類目録、②社会福祉法人定款変更認可申請書、③理事会・評議員会の議事録の写し（議案資料を含む）、④事業計画等（事業計画案及び収支予算書案〔第1年度と第2年度の2カ年分〕並びにサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書写し）、⑤施設整備関係書類（施設整備を行う場合に限り、土地を含み、予算ベースで記載）

## <定款への記載事項>

### 第三章 資産及び会計

（資産の区分）

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟  
（ 平方メートル）

（2）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方メートル）

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（略）

（特別会計）

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

### 第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）サービス付き高齢者向け住宅の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第〇条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## （2）会計

『社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童

家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)で示された『社会福祉法人会計基準』では、以下のとおり記載されており、「サービス付き高齢者向け住宅」について、区分して会計処理を行う必要があります。

また、『(1) 定款』の所でも記述していますが、公益事業である「サービス付き高齢者向け住宅」で得た収支差額(剰余金)は、社会福祉事業又は公益事業にしか使えません。

### <社会福祉法人会計基準>

#### 第1章 総則

(1から4 略)

#### 5 事業区分

社会福祉法人は財務諸表作成に関して、社会福祉事業、公益事業、収益事業の区分(以下「事業区分」という。)を設けなければならない。

### (3) 税制(課税・非課税の取り扱い)

一般的に社会福祉法人の税制については、次表のように整理されています。

#### <参考>

○基本通達・法人税法(直審(法)25(例規)昭和44年5月1日 国税庁長官通知)  
(公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合)

15-1-1 公益法人等(人格のない社団等を含む。以下15-1-8を除き、この節において同じ。)が、令第5条第1項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のいずれかに該当する事業を行う場合には、たとえその行う事業が当該公益法人等の本来の目的たる事業であるときであっても、当該事業から生ずる所得については法人税が課されることに留意する。

区 分	概 要
法人税	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税
道府県民税	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、均等割及び法人税割で課税 ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱わない。
市町村民税	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、均等割及び法人税割で課税 ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱わない。
事業税	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、均等割及び法人税割で課税
固定資産税	○社会福祉事業の用に供する固定資産については非課税

#### 【留意事項】

「有料老人ホーム」に該当する「サービス付き高齢者向け住宅」は、社会福祉法第26条に規定する公益事業に該当しますが、法人税法施行令第5条第2項第2号に定める各号に該当しないため、「収益事業」とみなされ、課税対象となります。

なお、法人税施行令第5条第1項第29号ロの規定により、「社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業」は非課税の収益事業（平成12年6月1日付けの国税庁から厚生省への疑義回答において、医療保健業に介護サービス事業を含むと示されている）と規定されていることから、特定施設入居者生活介護サービスは、これに該当して非課税扱いとなります。

以上、原則を示していますので、個別の取り扱いについて、法人本部を所管する税務署にご確認ください。

#### (4) 優遇税制

経営主体が社会福祉法人か否かを問わず、「サービス付き高齢者向け住宅」については、新築であって入居者と賃貸契約を結ぶものに限り、次のような優遇税制が設けられています。

概要は国土交通省のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001034289.pdf>

区 分	概 要	要 件
所得税・法人税	5年間 割増償却 40% (耐用年数 35 年未満 28%) ※H27.4.1～H28.3.31 に取得したものの割増償却率は半分	床面積 25 m <sup>2</sup> 以上/戸 (専用部分のみ) 戸数 10 戸以上
固定資産税	5年間 税額を 2/3 軽減	床面積 30 m <sup>2</sup> 以上/戸 (共用部分含む) 戸数 5 戸以上 構造 主要構造部が耐火又は準耐火構造であること等 補助受給 国又は地方公共団体から当該住宅に対する建設費補助を受けていること
不動産取得税	家屋 課税標準額から 1200 万円控除/戸 土地 家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等を軽減	床面積 30 m <sup>2</sup> 以上/戸 (共用部分含む) 戸数 5 戸以上 構造 主要構造部が耐火又は準耐火構造であること等 補助受給 国又は地方公共団体から当該住宅に対する建設費補助を受けていること

## 4 関係法令抜粋

< 2 「サービス付き高齢者向け住宅」と老人福祉法、介護保険法との関係 >

< (1) 「サービス付き高齢者向け住宅」と老人福祉法との関係 >

○老人福祉法（昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号）

（最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二二号）

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

[ 以下 略 ]

○老人福祉法施行規則(昭和三十八年七月十一日厚生省令第二十八号)

(最終改正年月日:平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号)

(法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二十条の三 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

第二十条の四

削除

○高齢者の居住の安定確保に関する法律(昭和三十八年七月十一日厚生省令第二十八号)

(最終改正年月日:平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号)

(老人福祉法の特例)

第二十三条 第五条第一項の登録を受けている有料老人ホームの設置者(当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。)については、老人福祉法第二十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

## < (2) 「サービス付き高齢者向け住宅」と介護保険法の関係 >

### < ア 住所地特例との関係 >

○介護保険法

第八条 [ 略 ]

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(第十一項、第二十項及び第十三条第一項第二号において「有料老人ホーム」という。))その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げるものに限る。))又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

[ 略 ]

1 1 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第二十項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)

第十三条 次に掲げる施設(以下「住所地特例対象施設」という。)に入所又は入居(以下この条において「入所等」という。)をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者(第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所地特例対象被保険者」という。)であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村(当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。)に入所等をする直前に入所等をしてきた住所地特例対象施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

一 介護保険施設

二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

○介護保険法施行規則

(法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設)

第十五条 法第八条第十一項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 養護老人ホーム

二 軽費老人ホーム

### < 3 社会福祉法人が「サービス付き高齢者向け住宅」を行う場合 >

#### < (3) 税制 >

○法人税法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 内国法人に対しては、各事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

○法人税法施行令

(収益事業の範囲)

第五条 法第二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次

- に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。
- 一 物品販売業（動植物その他通常物品としないものの販売業を含む。）
  - 二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの
  - イ 次に掲げる法人で、その業務が地方公共団体の管理の下に運営されているもの（以下この項において「特定法人」という。）の行う不動産販売業
    - (1) その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が当該地方公共団体により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人
    - (2) その拠出をされた金額の二分の一以上の金額が当該地方公共団体により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人
    - (3) その社員総会における議決権の全部が(1)又は(2)に掲げる法人により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人
    - (4) その拠出をされた金額の全額が(1)又は(2)に掲げる法人により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人
  - ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)第二十三条第一号及び第二号(住宅の建設及び譲渡等)に掲げる業務として行う不動産販売業
  - ハ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第六条第一項第二号(業務の特例)に掲げる業務として行う不動産販売業
  - ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第八号及び第九号並びに第二項第五号(業務の範囲)に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の規定に基づく業務として行う不動産販売業
  - ホ 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条第一項(民間都市開発推進機構の指定)に規定する民間都市開発推進機構(次号ト及び第五号トにおいて「民間都市開発推進機構」という。)が同法第四条第一項第一号(機構の業務)(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第百四条(民間都市開発法の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号トにおいて同じ。)及び民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第二項第一号(機構の業務の特例)に掲げる業務並びに同条第十項(同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく業務として行う不動産販売業
- 三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの
- イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十条第二項第一号(業務の範囲)に掲げる業務並びに同法附則第二条第一項(業務の特例)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百六十四号)附則第五条(業務の特例)の規定に基づく業務として行う金銭貸付業
  - ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十三号並びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業
  - ハ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体が行う同令第七十三条第一項第

- 五号へ（特定退職金共済団体の要件）に掲げる貸付金に係る金銭貸付業
- ニ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業
- ホ 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）に掲げる業務として行う金銭貸付業
- へ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第六条第一項及び第九条第二項（経過業務）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業
- ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業
- チ 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業
- 四 物品貸付業（動植物その他通常物品としないものの貸付業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの
  - イ 土地改良事業団体連合会が会員に対し土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十一条の九（事業）に掲げる事業として行う物品貸付業
  - ロ 特定法人が農業若しくは林業を営む者、地方公共団体又は農業協同組合、森林組合その他農業若しくは林業を営む者の組織する団体（以下この号及び第十号ハにおいて「農業者団体等」という。）に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う物品貸付業
- 五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの
  - イ 特定法人が行う不動産貸付業
  - ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第二十三条第一号及び第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
  - ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人が同法第二条第三項第八号（定義）に掲げる事業として行う不動産貸付業
  - ニ 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項（宗教法人の定義）に規定する宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が行う墳墓地の貸付業
  - ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業
  - へ 主として住宅の用に供される土地の貸付業（イからハまで及びホに掲げる不動産貸付業を除く。）で、その貸付けの対価の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの
    - ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号に掲げる業務として行う不動産貸付業
    - チ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
    - リ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第一項（基本指針）に規定する商工会等が同法第七条第一項

- (基盤施設計画の認定)に規定する基盤施設事業として行う不動産(同項に規定する施設に該当するもののうち小規模事業者に貸し付けられるものとして財務省令で定めるものに限る。)の貸付業
- ヌ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定に基づく業務として行う不動産貸付業
- 六 製造業(電気又はガスの供給業、熱供給業及び物品の加工修理業を含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十四条第一項第三号及び第四号(業務の範囲)に掲げる業務として行うものを除く。)
- 七 通信業(放送業を含む。)
- 八 運送業(運送取扱業を含む。)
- 九 倉庫業(寄託を受けた物品を保管する業を含むものとし、第三十一号の事業に該当するものを除く。)
- 十 請負業(事務処理の委託を受ける業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの
- イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件に該当するもの
- ロ 土地改良事業団体連合会が会員又は国若しくは都道府県に対し土地改良法第百十一条の九に掲げる事業として行う請負業
- ハ 特定法人が農業者団体等に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う請負業
- ニ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの(当該研究に係る実施期間が三月以上のもの並びにその委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限る。)
- 十一 印刷業
- 十二 出版業(特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うものを除く。)
- 十三 写真業
- 十四 席貸業のうち次に掲げるもの
- イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業
- ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業(次に掲げるものを除く。)
- (1) 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業
- (2) 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われる席貸業
- (3) 私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十一条(職業訓練法人)に規定する職業訓練法

人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業

- (4) 法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の会員その他これに準ずる者の用に供するためのもののうちその利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの

- 十五 旅館業
- 十六 料理店業その他の飲食店業
- 十七 周旋業
- 十八 代理業
- 十九 仲立業
- 二十 問屋業
- 二十一 鉱業
- 二十二 土石採取業
- 二十三 浴場業
- 二十四 理容業
- 二十五 美容業
- 二十六 興行業
- 二十七 遊技所業
- 二十八 遊覧所業
- 二十九 医療保健業(財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの以外のもの
  - イ 日本赤十字社が行う医療保健業
  - ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業
  - ハ 私立学校法第三条に規定する学校法人が行う医療保健業
  - ニ 全国健康保険協会、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会が行う医療保健業
  - ホ 国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う医療保健業
  - ヘ 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う医療保健業
  - ト 日本私立学校振興・共済事業団が行う医療保健業
  - チ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人が行う医療保健業(同法第四十二条(附帯業務)の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び同項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。)
  - リ 公益社団法人若しくは公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人(以下この号において「公益社団法人等」という。)で、結核に係る健康診断(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十七条第一項並びに第五十三条の二第一項及び第三項(健康診断)の規定に基づく健康診断に限る。)、予防接種(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条第一項(市町村長が行う予防接種)及び第六条第一項(臨時に行う予防接種)の規定に基づく予防接種に限る。)及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究(その研究につき国の補助があるものに限る。)を行うもののうち法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの及びその支部であるものが行う当該健康診断及び予防接種に係る医療保健業
  - ヌ 公益社団法人等が行うハンセン病患者の医療(その医療費の全額が国の補助によっているものに限る。)に係る医療保健業

- ル 公益社団法人若しくは公益財団法人で専ら学術の研究を行うもの又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人で専ら学術の研究を行い、かつ、当該研究を円滑に行うための体制が整備されているものとして財務省令で定めるものがこれらの学術の研究に付随して行う医療保健業
- ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業
- ワ 一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する法別表第二に掲げる農業協同組合連合会が行う医療保健業
- カ 公益社団法人等で看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)第十四条第一項(指定等)の規定による指定を受けたものが、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第四項(定義)に規定する訪問看護、同法第八条の二第三項(定義)に規定する介護予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十八条第一項(訪問看護療養費)に規定する指定訪問看護又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項(訪問看護療養費)に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療保健業
- ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業
- 三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦若しくは小型船舶(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百九号)第二条第四項(定義)に規定する小型船舶をいう。)の操縦(以下この号において「技芸」という。)の教授(通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。)のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授(通信教育による当該学力の教授を含む。以下この号において同じ。)のうちロ及びハに掲げるもの以外のもの若しくは公開模擬学力試験(学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。)を行う事業
- イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校、同法第二百二十四条(専修学校)に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの
- ロ イに規定する学校、専修学校又は各種学校において行われる学力の教授で財務省令で定めるもの
- ハ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五十一条(通信教育の認定)の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育として行う技芸の教授又は学力の教授
- ニ 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第三条第三項(理容師試験の受

験資格)又は美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第四条第三項(美容師試験の受験資格)の規定により都道府県知事の指定を受けた施設において養成として行う技芸の教授で財務省令で定めるもの並びに当該施設に設けられた通信課程に係る通信及び添削による指導を専ら行う法人の当該指導として行う技芸の教授

ホ 技芸に関する国家試験(法令において、国家資格(資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。ホにおいて同じ。)を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、試験、検定その他これらに類するもの(ホにおいて「試験等」という。)を受けることが要件とされている場合における当該試験等をいう。)の実施に関する事務(法令において当該国家資格を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、登録、免許証の交付その他の手続(ホにおいて「登録等」という。)を経ることが要件とされている場合における当該登録等に関する事務を含む。ホにおいて「国家資格付与事務」という。)を行う者として法令において定められ、又は法令に基づき指定された法人が法令に基づき当該国家資格付与事務として行う技芸の教授(国の行政機関の長又は地方公共団体の長が当該国家資格付与事務に関し監督上必要な命令をすることができるものに限る。)で、次のいずれかの要件に該当するもの

- (1) その対価の額が法令で実費を勘案して定めることとされているものであること又はその対価の額が当該国家資格付与事務の処理のために必要な費用の額を超えないと見込まれるものであること。
- (2) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長以外の者で当該国家資格付与事務を行う者が、公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人に限られていることが法令で定められているものであること。

三十一 駐車場業

三十二 信用保証業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 信用保証協会法(昭和三十八年法律第百九十六号)その他財務省令で定める法令の規定に基づき行われる信用保証業

ロ イに掲げる信用保証業以外の信用保証業で、その保証料が低額であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの

三十三 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の譲渡又は提供(以下この号において「無体財産権の提供等」という。)のうち次に掲げるもの以外のものを行う事業

イ 国又は地方公共団体(港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)の規定による港務局を含む。)に対して行われる無体財産権の提供等

ロ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構その他特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものがその業務として行う無体財産権の提供等

ハ その主たる目的とする事業に要する経費の相当部分が無体財産権の提供等に係る収益に依存している公益法人等として財務省令で定めるものが行う無体財

## 産権の提供等

- 三十四 労働者派遣業（自己の雇用する者その他の者を、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために当該他の者の行う事業に従事させる事業をいう。）
- 2 次に掲げる事業は、前項に規定する事業に含まれないものとする。
- 一 公益社団法人又は公益財団法人が行う前項各号に掲げる事業のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業に該当するもの
- 二 公益法人等が行う前項各号に掲げる事業のうち、その事業に従事する次に掲げる者がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの
- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条（身体障害者の意義）に規定する身体障害者
- ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により生活扶助を受ける者
- ハ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者として判定された者
- ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ホ 年齢六十五歳以上の者
- ヘ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項（定義）に規定する配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条（扶養義務者）の規定により現に母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第三項に規定する児童を扶養しているもの又は同条第四項に規定する寡婦（次号ロにおいて「寡婦」という。）
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体が行う前項各号に掲げる事業のうち母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第六条第一項各号（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）に掲げる事業で、次に掲げるもの
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十四条（母子・父子福祉団体に対する貸付け）（同法第三十一条の六第四項（母子・父子福祉団体で父子家庭の父を使用するものに対する準用）又は第三十二条第四項（母子・父子福祉団体で寡婦を使用するものに対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の貸付けに係る事業のうち、その貸付けの日から当該貸付金の最終の償還日までの期間内の日の属する各事業年度において行われるもの
- ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十五条第一項（売店等の設置の許可）に規定する公共的施設内において同条第二項の規定に従つて行われている事業（同法第三十四条第二項（売店等の設置の許可等）の規定により寡婦をその業務に従事させて行われているものを含む。）
- 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条（目的）の保険契約者保護機構が同法第二百六十五条の二十八第一項第五号（業務）に掲げる業務として行う事業